

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の原案について

令和5年11月15日
千葉県教育庁
企画管理部教育総務課
電話 043-223-4142

「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、知事から教育委員会に対して意見の聴取があったものです。

1 改正理由

人事委員会勧告に基づき、給料表及び期末・勤勉手当の改定を行うもの
会計年度任用職員に勤勉手当を支給するよう改正を行うもの

2 改正内容

(1) 給料表

初任給を始め若年層に重点を置いたすべての級号給について給料月額を引上げ

(2) 期末・勤勉手当

ア 一般職員

年間支給月数0.1月分の引上げ

現行 4.40月分 ⇒ 令和5年度改定後 4.50月分

イ 定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員

年間支給月数0.05月分の引上げ

現行 2.30月分 ⇒ 令和5年度改定後 2.35月分

ウ 会計年度任用職員（パートタイム）※期末手当のみ

年間支給月数0.05月分引上げ

現行 2.55月分 ⇒ 令和5年度改定後 2.60月分

エ 会計年度任用職員（パートタイム）

勤勉手当の新設

現行 支給なし ⇒ 新設 2. 0 5月分

	令和5年度	令和6年度
期末手当	2. 6 0月分	2. 4 5月分
勤勉手当	支給なし	<u>2. 0 5</u> 月分
計	2. 6 0月分	<u>4. 5 0</u> 月分

3 施行期日

- 2 (1) 令和5年4月1日
- 2 (2) ア、イ、ウ 令和5年12月1日
- 2 (2) エ 令和6年4月1日